

財政援助団体等に関する監査結果報告書指摘事項に関する措置状況

【令和4年度 財政援助団体等に関する監査結果報告書分】

指摘事項	措置状況	課名	報告年月日
<p>市民福祉基金を事業の財源に充てる際には、市民福祉基金設置規程において評議員会の議決を得なければならないと規定されているが、議事録では議決事項に対する意見、発言内容が確認できなかった。補正予算の財源として内容を説明し、議決を受けているとのことであったが、基金の取崩しをする際には、十分な審議を行い、審議内容等が後々確認できるよう、議事録に記録を残されたい。</p>	<p>基金の取り崩しについては、評議員会の審議内容等について議事録に記録を残すよう犬山市社会福祉協議会に対し改めて指示をし、令和4年度分から評議会における基金関連の議事録を作成したことを確認しています。</p> <p>今後も、「社会福祉法人犬山市社会福祉協議会市民福祉基金設置規程」に基づき適正に基金が運用されるよう、担当課において指導監督していきます。</p>	福祉課	令和5年 3月27日
<p>雇用準備資金、くらし資金貸付の償還金の滞納者に対して、督促等が行われていなかった。今後はこれらの債権について行方不明者や死亡者等の回収不可能な分と回収可能な分を精査し、欠損か回収かを見極め、適正な債権管理を行われたい。</p>	<p>雇用準備資金、くらし資金貸付の滞納者の債権管理簿（借受人一覧表）を作成し債務状況を把握しています。</p> <p>滞納者に対する催告等については年1回以上実施することとし、その経過を管理簿に記載するとともに、償還免除の対象者については、国が策定した「生活福祉資金貸付金償還免除規程」に準じて進め、適正な債権管理を行うよう指導しました。</p>	福祉課	令和5年 3月27日
<p>10万円以上の備品については財産目録に記載し、管理されているが、市の財産管理規則に準じて3万円以上の物品を備品として管理し、備品台帳に記載されたい。</p>	<p>10万円以上の固定資産については、社会福祉法人の会計基準及び経理規程に基づき制定した「社会福祉法人犬山市社会福祉協議会経理規程」において適正に管理をしているところですが、3万円以上10万円未満の備品についても、令和5年度からは、市の基準に合わせ、補助簿を作成し管理していくとの報告を受けました。</p>	福祉課	令和5年 3月27日